

令和元年 8 月吉日

お客様各位

丹羽会計事務所
代表税理士 丹羽 正裕

消費税増税に伴う変更のお知らせ

拝啓

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、ご周知の通り、令和元年 10 月 1 日より消費税率の引き上げが実施されます。これに伴い、当事務所でも、以下の通り実施日以降の顧問料等各種サービス料金につきまして消費税率 10%を適用させていただきたく、何卒ご理解ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

顧問料 10 月分より 10%を適用

なお、9 月 30 日以前に 10 月 1 日以降の代金を前払いいただいた場合であっても、法令により 10%が適用されることがございます。ご了承ください。

また、ご不明点等がございましたら、お手数ですがお問合せくださいますようお願い申し上げます。

以上